

法人化に関するパブリックコメントの募集

1 新法人の設立

当学会では、昨年開催されました総会以降、理事会を中心に法人の設立に向けて検討を行って参りましたが、平成28年11月11日に開催した理事会において、新法人を設立することを決議致しました。設立タイミングは、平成29年3月下旬とし、今年度の決算期が終了し新年度が開始される平成29年4月1日付で、以下の内容にて、新法人に移行することにしております。

2 法人化の理由と目的

頭頸部癌の診療は多職種およびそれら専門家との連携の上に成り立っています。現在規定されている専門分野だけでなく、今後、頭頸部癌診療にかかわる数多くの専門家が本学会に参加し情報を共有し、新しい知見を国内外に発信できる体制を学会として確立しなければなりません。

現在当学会は、法律上「権利能力なき社団」であり、法人格を有しておりませんので、法律行為をするに当たり、場合によっては権利の主体となり得ず、対外的な関係が明確にならないおそれがある等、将来的に支障がないとは申せません。そこで、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に準拠した法人を設立し、対外的な法的立場を明確にすると共に、対内的には学会運営を同法の規定に準拠する方法で透明化することにより、当学会の事業を永続的に維持し、今後の拡大、発展への基盤を確立することが新法人設立の理由であり、目的です。

3 法人化の具体的内容

- * 性格：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年6月2日 法律第48号)に準拠する法人
- * 名称：一般社団法人日本頭頸部癌学会
- * 設立時期：平成29年3月下旬。(同年4月1日に新法人へ移行予定)
- * 定款：定款案はPDFファイルをご覧ください。また、現学会の会則はホームページ上でご覧頂けます。
- * 現在の団体との関係：新法人の設立後、必要な法的手続きを経て、現在の「権利能力なき社団」としての学会は解散し、解散時における財産及び権利義務の一切が新法人に継承されます。

4 会員資格及び会員の皆様への影響

現在の会員の皆様は、何の手続きも無しで自動的に新法人の会員に移行するものと致します。尚、新法人の会員となることを望まない場合は、会員資格移行辞退をされる旨を平成29年3月31日までに、学会事務局までご連絡下さい。

5 新法人の会費、入会金

新法人では、会費と入会金は会費・入会金規則に定めることとしますが、当面は、現在と同じ金額を維持する予定です。

6 学会活動

学会の目的、会員種別、学術大会での発表資格、学会誌への掲載資格等に変更ありません。

7 総会での議決権

新法人では、従来の評議員に代わる代議員が法律上の社員として、社員総会での議決権を有します。代議員選出規則は現在検討中ですが、継続的にアクティビティのある正会員の方をなるべく代議員とすることで、これらの方々の参加者意識を高めることを考えています。

8 会費未納者への対処

2年以上未納されている方には、現在の会則の規定の通り、原則として、会員資格の喪失、学会誌の送付停止とさせていただきますが、会員資格の喪失に関しては、平成29年度の学術大会終了後の平成29年6月30日まで猶予期間を設けます。

以上、新法人の定款についてのご意見、並びに、法人化に関するご質問等がございましたら、平成29年1月31日までに当学会事務局まで電子メールにてお寄せ下さい。